

様式2

随意契約結果表（委託等契約）

所属名	健康増進課
契約締結年月日	令和4年11月30日
契約者名	学校法人 C2C Global Education Japan
契約名	令和4年度県民栄養調査データ集計・解析等業務
契約金額 (税込み)	1,460,000円
随意契約理由	<p>1 県民栄養調査データ入力解析等業務の内容</p> <p>(1) 県民栄養調査から得られた「身体状況調査票」「栄養摂取状況調査票」「子どもの食生活調査票」の内容確認（記入ミス等の確認）</p> <p>(2) 集計ソフトへの調査票データの入力</p> <p>(3) 入力データの集計、解析処理</p> <p>(4) 報告書の作成</p> <p>2 事業実施のための要件</p> <p>(1) 調査票の内容確認、エラーチェックが確実にできること。 1日の食事記録を確認して、一般食品や健康食品の使用量の記入間違いや、選択されている食品番号の間違い等の確認を行うためには、栄養士等の栄養や調理についての知識をもってあたること。</p> <p>(2) 専用の集計ソフトを持っていること。 「栄養摂取状況調査票」で得られた1日の食事記録は、保健所管理栄養士によって専用の数字にコード化される。そのコードを入力し、個人及び集団の栄養摂取量を導き出す手法を用いている。そのためには、専用の集計ソフトが必要である。</p> <p>(3) 身体状況と栄養摂取状況との関連を予測し、集計・解析が行えること。 この調査から得られた結果は、各種計画の評価や今後の施策に反映させる。そのためには、身体状況と栄養摂取状況の因果関係などをあらゆる方面から推測してデータの集計や解析を行う必要がある。</p> <p>3 山梨学院大学健康栄養学部の状況</p> <p>(1) 県内にある唯一の管理栄養士養成施設であり、教員には栄養・食生活に関する十分な知識と経験がある管理栄養士</p>

	<p>が配置されており、内容の正確なエラーチェックができる。</p> <p>(2) 専用の集計ソフトを所有しており、本県の手法に基づいた集計・解析が可能である。</p> <p>(3) 食生活・栄養分野の研究室を有しており、また過去の実績もあることから要件にある因果関係を予測した集計・解析が可能である。</p> <p>(4) 平成21年より県と大学、短期大学部間で健康・栄養・食育の推進に関する事項に関して、相互に連携を強化し地域振興を図るための連携協定が結ばれており、県民公開講座やレシピの開発など様々な事業で相互協力を図っている。</p> <p>4 山梨学院大学健康栄養学部以外の機関の状況</p> <p>ア. (独) 国立健康・栄養研究所 ：厚生労働省が実施する国民健康・栄養調査の集計・解析機関であり、専用ソフトや知識、技術も有するが、県民栄養調査のデータ入力は行っておらず、また、厚生労働省の調査時期と本調査は時期が重なるため、こちらが求めるR5年3月中の成果品提出は不可能であるとの回答であった。</p> <p>イ. 山梨大学 ：健康に関する調査研究の実績を有するが、栄養・食生活を専門とする教員の配置はない。管理栄養士・栄養士が在席するが、業務が多忙のため本事業受託の意向のないことを確認した。</p> <p>ウ. 民間会社 ：要件に合致し、本調査と同様の調査の集計解析ができる会社をインターネット上検索したが見つからなかった。</p> <p>以上のことから山梨学院大学健康栄養学部が、2にあげる事業実施のための要件をすべて満たしている唯一の機関である。</p>
<p>随意契約の適用条項</p>	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号</p> <p>財務規則第137条第3項</p>